

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

東近江市準備委員会

設 立 総 会



東近江市

日時 令和4年1月28日（金）午後2時
会場 東近江市立八日市文化芸術会館 ホール

湖国の感動 未来へつなぐ



チャップイー

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



チャップイー

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市準備委員会設立総会 次第

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市準備委員会設立発起人代表あいさつ
- 4 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市準備委員会設立趣意書 . . . P 2
- 5 大会概要等
 - ・ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要 . . . P 3
 - ・ 東近江市開催競技及び開催施設 . . . P 5
 - ・ 大会開催に向けたスケジュール . . . P 6
 - ・ 東近江市準備委員会組織図 . . . P 7
- 6 議事
 - ・ 第1号議案
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市準備委員会会則（案） . . . P 8
 - ・ 第2号議案
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市準備委員会委員名簿（案） . . . P 13
- 7 閉会

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市準備委員会設立趣意書

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地域スポーツの振興と地域文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されます。

また、全国障害者スポーツ大会は、障害のある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を求め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として開催されます。

昨今、社会情勢の急激な変化により、スポーツを取り巻く環境も変化する中で、改めてスポーツが持つ力に大きな期待が寄せられています。

このような中、本県で昭和56年のびわこ国体以来44年ぶりとなる国内最大規模の大会が令和7年（2025年）に開催されることは、市民のスポーツへの関心を高め、更なるスポーツ活動の普及、促進に寄与するとともに、地域活性化につながり、本市が目指す「うるおいとにぎわいのまち東近江市」の実現に向けて有意義な大会になると確信しております。

また、本市は、多様な姿を見せる自然豊かな地域であり、万葉の時代から受け継がれてきた歴史、文化、自然の地域資源を全国に発信する絶好の機会でもあります。

このような意義ある両大会を成功に導くために、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市準備委員会」を設立し、本市の総力を結集して、所期の目的を達成しようとするものであります。

令和3年11月9日

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市準備委員会設立発起人 代表 久保 九二雄
(東近江市スポーツ協会会長)

東近江市準備委員会設立発起人

東近江市長	小 椋 正 清
東近江市議会議長	西 澤 由 男
東近江市教育長	藤 田 善 久
八日市商工会議所会頭	高 村 潔
東近江市商工会会長	鈴 村 重 史
一般社団法人東近江市観光協会会長	喜 多 良 道
グリーン近江農業協同組合代表理事組合長	岡 本 守
東近江市自治会連合会会長	谷 弥 一 郎
東近江市内まちづくり協議会連絡会会長	小 島 善 雄
社会福祉法人東近江市社会福祉協議会会長	大 塚 ふ さ

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要

1 概要

国民スポーツ大会（現在の国民体育大会）は、昭和21年に京都府を中心に第1回大会が開催され、以降、各都道府県の持ち回り開催となり、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的に毎年開催されるスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会は、昭和40年から身体障害のある人を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と、平成4年から知的障害のある人を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成13年から国体終了後に同じ開催地で開催されている大会で、障害のある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として、毎年開催される障害者スポーツの祭典です。

国民体育大会は、令和6年に開催される第78回大会以降、国民スポーツ大会に名称変更され、略称は国スポ（こくすぽ）となります。

なお、全国障害者スポーツ大会については、第1回大会以降、障スポ（しょうすぽ）の略称で親しまれています。

2 主催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県であり、また、各競技会については、日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町を含めたものとなります。

全国障害者スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県及び市町に、その他の関係団体を加えたものとなります。

3 大会の開催時期等

【国民スポーツ大会】

開催時期：9月中旬から10月中旬まで

開催期間：11日間以内

【全国障害者スポーツ大会】

開催時期：原則として国民スポーツ大会の終了後

開催期間：3日間

4 滋賀県大会の大会名、愛称、スローガン

大会名「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」

愛称「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」

スローガン「湖国の感動 未来へつなぐ」

5 滋賀県の実施予定競技

【国民スポーツ大会】

(1) 正式競技（37競技）

ア 毎年実施競技（36競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ゴルフ、ボウリング、トライアスロン

イ 隔年実施競技（第78回～第81回大会基準）

ボクシング、クレール射撃（第79回大会では、ボクシングを実施）

(2) 特別競技（1競技）

高等学校野球（硬式及び軟式）

(3) 公開競技（7競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

(4) デモンストレーションスポーツ

県民を対象とし、滋賀県にて種目が決定されます。

【全国障害者スポーツ大会】

(1) 正式競技（14競技）

陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ、バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グラウンドソフトボール、フットベースボール、バレーボール、サッカー

(2) オープン競技

滋賀県、公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省による協議のうえ、決定されます。（例：肢体障害者ボウリング、ブラインドテニス、精神障害者フットサル等）

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市開催競技及び開催施設

【国民スポーツ大会】 7 競技

競技名	種別	開催施設
サッカー	成年男子	東近江市総合運動公園布引陸上競技場 京セラ株式会社滋賀八日市工場総合グラウンド
ボクシング	全種別	東近江市能登川アリーナ
自転車(ロード・レース)	全種別	東近江市ロードレース特設コース (調整中)
軟式野球	成年男子	東近江市ひばり公園湖東スタジアム
ソフトボール	成年男子	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド
カヌー (スプリント)	全種別	伊庭内湖特設コース
ゴルフ	女子	名神八日市カントリー倶楽部

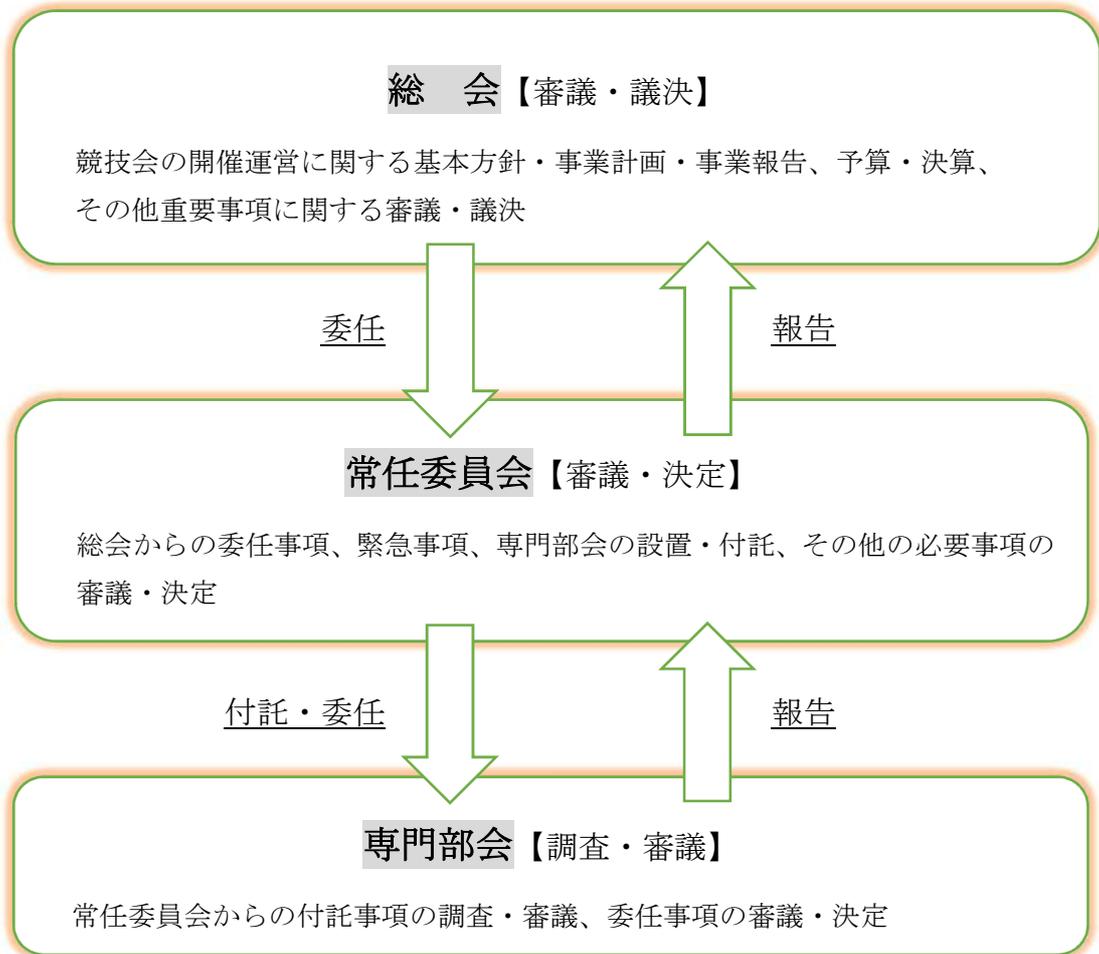
【全国障害者スポーツ大会】 1 競技

競技名	種別	開催施設
グランドソフトボール	身体障害	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド

第79回国民スポーツ大会・第24回障害者スポーツ大会
大会開催に向けたスケジュール

年度	主要日程	東近江市準備委員会 (東近江市実行委員会)	市
令和3年度 (2021年) 【4年前】 三重国体 (中止)	令和元年度 国スポ大会開催内定 会場地総合視察	設立発起人会 (令和3年11月9日) 準備委員会設立総会 総会・常任委員会 (令和4年1月28日) 各専門部会 総務企画・競技式典 宿泊衛生・輸送交通 (随時開催)	令和2年度 国スポ・障スポ推進課設置
令和4年度 (2022年) 【3年前】 栃木国体	開催決定・会期決定(令和4年夏頃)	実行委員会設立総会 常任委員会	先催県視察・情報収集
令和5年度 (2023年) 【2年前】 鹿児島国体		総会 常任委員会 各専門部会 総務企画・競技式典 宿泊衛生・輸送交通 (随時開催)	市内推進本部設置 リハーサル大会 実施本部設置
令和6年度 (2024年) 【1年前】 佐賀国スポ	国スポリハーサル大会		本大会実施本部設置
令和7年度 (2025年) 【開催年】 滋賀国スポ	障スポリハーサル大会 ↓ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催	↓ 実行委員会解散	↓

第79回国民スポーツ大会・第24回障害者スポーツ大会
東近江市準備委員会組織図



専門部会の委員は、常任委員、委員の各団体からの事務責任者をもって構成する。

《各専門部会》

総務企画（推進総合計画、財務、広報、市民協働、歓迎、おもてなし等）
競技式典（競技、式典、施設）
宿泊衛生（宿泊、観光、医事、衛生）
輸送交通（輸送、交通、警備、消防防災）

【全体準備調整】

《準備委員会事務局》

事務局長、事務局次長、事務局職員（国スポ・障スポ推進課）

【第1号議案】

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 東近江市準備委員会会則（案）

（名称）

第1条 本会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 準備委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、東近江市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し必要な準備を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に要する経費に関すること。
- (5) 滋賀県、各競技団体及びその他関係団体（以下「関係団体等」という。）との連絡調整に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、前条の目的達成に必要な事務事業に関すること。

（組織）

第4条 準備委員会は、会長、委員及び監事をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係団体等を代表する者
- (2) 東近江市議会議員
- (3) 東近江市職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 準備委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 4人
- (3) 常任委員 40人以内
- (4) 監事 2人

（役員を選任）

第6条 会長は、東近江市長をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員の中から会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、会務を総理し、準備委員会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項各号に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、事業の執行状況及び会計を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱された日から第20条の規定により準備委員会が解散した日までとする。ただし、委員等が就任時において所属する関係団体等の役職を離れたときは、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて欠員を補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があった場合は、次の総会において報告するものとする。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて、会長が重要と認める事項に関し助言する。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項に関し助言する。
- 5 顧問及び参与の任期等については、前条の規定を準用する。

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門部会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) 前5号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人又は書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって組織する。

- 2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
 - (3) 専門部会の設置及び運営並びに専門部会への付託及び委任に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 常任委員会は、前項第3号に掲げる付託事項のうち、必要と認めるものについては、専門部会に委任することができる。
- 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項並びに次条第2項の規定により専門部会から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。
- 9 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。

（専門部会）

第13条 専門部会は、会長が委嘱した委員をもって組織する。

2 専門部会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、専門部会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で会長が別に定める。

4 専門部会の委員の任期等については、第8条の規定を準用する。

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）が決定すべき事項について特に緊急を要するため総会等を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、その決定すべき事項を専決処分することができる。

2 総会等の権限に属する事項で軽易なものは、会長において、これを専決処分することができる。

3 会長は、前2項の規定により専決処分をしたときは、次の会議において総会等に報告し、その承認を得なければならない。

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理させるため、準備委員会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第17条 準備委員会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第18条 準備委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 準備委員会は、第2条の目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

(残余財産の帰属)

第21条 準備委員会が解散するとき有する残余財産は、東近江市に帰属するものとする。

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和4年1月28日から施行する。

【第2号議案】

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市準備委員会委員名簿（案）

【会長】1名

（順不同・敬称略）

	職名	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	会長	市関係	東近江市	市長	小 椋 正 清

【委員】92名

	職名	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	副会長	市議会関係	東近江市議会	議長	西 澤 由 男
2	副会長	市関係	東近江市	副市長	南 川 喜代和
3	副会長	市関係	東近江市	教育長	藤 田 善 久
4	副会長	スポーツ関係	東近江市スポーツ協会	会長	久 保 九二雄
5	常任委員	市議会関係	東近江市議会	副議長	和 田 喜 藏
6	常任委員	市議会関係	東近江市議会福祉教育子ども常任委員会	委員長	戸 嶋 幸 司
7	常任委員	競技団体	公益社団法人滋賀県サッカー協会	会長	森 津 陽太郎
8	常任委員	競技団体	滋賀県ボクシング連盟	会長	稲 田 庄太朗
9	常任委員	競技団体	一般社団法人滋賀県自転車競技連盟	会長	森 貴 尉
10	常任委員	競技団体	滋賀県軟式野球連盟	会長	奥 村 展 三
11	常任委員	競技団体	滋賀県ソフトボール協会	会長	出 原 逸 三
12	常任委員	競技団体	滋賀県カヌー協会	会長	小 椋 正 清
13	常任委員	競技団体	滋賀県ゴルフ連盟	会長	南 啓次郎
14	常任委員	スポーツ関係	東近江市スポーツ推進委員協議会	委員長	高 木 重 隆
15	常任委員	産業・経済関係	八日市商工会議所	会頭	高 村 潔
16	常任委員	産業・経済関係	東近江市商工会	会長	鈴 村 重 史
17	常任委員	産業・経済関係	グリーン近江農業協同組合	代表理事組合長	岡 本 守
18	常任委員	産業・経済関係	湖東農業協同組合	代表理事組合長	貝 沼 武 司
19	常任委員	産業・経済関係	滋賀蒲生町農業協同組合	代表理事組合長	谷 口 信 樹
20	常任委員	産業・経済関係	東能登川農業協同組合	代表理事組合長	川 南 誠 孝
21	常任委員	観光関係	一般社団法人東近江市観光協会	会長	喜 多 良 道
22	常任委員	市民団体・各種団体	東近江市自治会連合会	会長	谷 弥一郎
23	常任委員	市民団体・各種団体	東近江市内まちづくり協議会連絡会	会長	小 島 善 雄
24	常任委員	学校・教育関係	滋賀県高等学校長協会	代表	中 澤 成 行
25	常任委員	学校・教育関係	東近江市中学校長会	会長	三 輪 光 彦
26	常任委員	学校・教育関係	東近江市小学校長会	会長	福 井 真千子
27	常任委員	宿泊関係	一般社団法人東近江ホテル旅館組合	代表理事	平 岩 茂 人
28	常任委員	医療・福祉関係	一般社団法人東近江医師会	会長	島 田 徹
29	常任委員	医療・福祉関係	社会福祉法人東近江市社会福祉協議会	会長	大 塚 ふ さ
30	常任委員	衛生関係	滋賀県東近江健康福祉事務所	所長	寺 尾 敦 史
31	常任委員	輸送・交通関係	一般社団法人滋賀県バス協会	会長	田 畑 太 郎
32	常任委員	輸送・交通関係	一般社団法人滋賀県タクシー協会	会長	田 畑 太 郎
33	常任委員	警察関係	滋賀県東近江警察署	署長	筒 居 昭 博
34	常任委員	消防関係	東近江行政組合	消防長	村 田 昌 由
35	常任委員	県関係	滋賀県東近江土木事務所	所長	平 松 良 哉
36	常任委員	県関係	滋賀県東近江環境事務所	所長	浅 見 正 人

	職名	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
37		競技団体	一般社団法人東近江市サッカー協会	会長	高木善弘
38		競技団体	東近江市軟式野球連盟	会長	谷和彦
39		競技団体	東近江ソフトボール協会	会長	磯部實
40		競技団体	東近江市ゴルフ協会	会長	飯尾正人
41		スポーツ関係	東近江市スポーツ協会	副会長	西村純次
42		スポーツ関係	東近江市スポーツ協会	副会長	高木治三郎
43		スポーツ関係	東近江市スポーツ少年団	本部長	井上均
44		会場関係	名神八日市カントリー倶楽部	支配人	早瀬政太郎
45		会場関係	京セラ株式会社滋賀八日市工場	工場長	石井一臣
46		会場関係	東近江スポーツみらい創発パートナーズ	東近江市総合運動公園支配人	長野育男
47		会場関係	SPキムラSSKグループ	代表	木村守
48		会場関係	公益財団法人東近江市地域振興事業団	理事長	持田長三郎
49		観光関係	東近江国際交流協会	会長	高岡秀嗣
50		観光関係	東近江市観光ボランティアガイド協会	会長	村田桂吾
51		市民団体・各種団体	公益社団法人東近江青年会議所	理事長	上田大輔
52		市民団体・各種団体	東近江ロータリークラブ	会長	井田亮
53		市民団体・各種団体	五個荘能登川ロータリークラブ	会長	西村裕史
54		市民団体・各種団体	八日市南ロータリークラブ	会長	荻田富和
55		市民団体・各種団体	八日市ライオンズクラブ	会長	堤龍司
56		市民団体・各種団体	能登川ライオンズクラブ	会長	藤居正博
57		市民団体・各種団体	日野ライオンズクラブ	会長	寺嶋嘉孝
58		学校・教育関係	びわこ学院大学	学長	沖田行司
59		学校・教育関係	びわこリハビリテーション専門職大学	学長	山川正信
60		学校・教育関係	滋賀学園高等学校	校長	近藤芳治
61		学校・教育関係	司学館高等学校	校長	小梶猛
62		学校・教育関係	滋賀県立八日市高等学校	校長	高橋義昭
63		学校・教育関係	滋賀県立能登川高等学校	校長	中澤成行
64		学校・教育関係	滋賀県立八日市南高等学校	校長	箕浦博樹
65		医療・福祉関係	公益社団法人滋賀県看護協会第4地区支部	支部長	神千草子
66		医療・福祉関係	医療法人社団昂会	理事長	相馬俊臣
67		医療・福祉関係	独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センター	院長	井上修平
68		医療・福祉関係	東近江市身体障害者厚生会	会長	夏原稔
69		医療・福祉関係	東近江市民健康づくり推進協議会	会長	島田徹
70		医療・福祉関係	赤十字奉仕団東近江市地区委員会	委員長	田附弘子
71		衛生関係	八日市調理師会	会長	河嶋裕之
72		輸送・交通関係	一般社団法人滋賀県トラック協会	会長	田中亨
73		輸送・交通関係	西日本旅客鉄道株式会社	彦根駅長	西川勝
74		輸送・交通関係	近江鉄道株式会社	代表取締役社長	飯田則昭
75		輸送・交通関係	東近江市建設工業会連絡協議会	会長	西野仁之
76		消防関係	東近江市消防団	団長	吉岡新次
77		市関係	東近江市	政策監	久田哲哉
78		市関係	東近江市	危機管理監	西村要一郎
79		市関係	東近江市総務部	部長	久保孝司
80		市関係	東近江市企画部	部長	田口仁紀
81		市関係	東近江市税務部	部長	木瀬重広
82		市関係	東近江市市民環境部	部長	横川雅生
83		市関係	東近江市健康福祉部	部長	中西眞弓
84		市関係	東近江市子ども未来部	部長	小梶理栄子
85		市関係	東近江市農林水産部	部長	西澤静朗

	職名	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
86		市関係	東近江市商工観光部	部長	瀧澤和久
87		市関係	東近江市文化スポーツ部	部長	瀬戸睦仁
88		市関係	東近江市都市整備部	部長	下川雅弘
89		市関係	東近江市都市整備部広域事業・公共交通担当部	部長	田井中外和
90		市関係	東近江市水道部	部長	栗田尚樹
91		市関係	東近江市教育委員会事務局教育部	部長	大辻利幸
92		市関係	東近江市支所	理事	太田久男

【監事】2名

		選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1		産業・経済関係	八日市商工会議所	専務理事	中村哲
2		市関係	東近江市	会計管理者	久田三智子

【顧問】8名

		選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1		スポーツ関係	東近江市スポーツ協会	名誉会長	中村功一
2		衆議院議員	衆議院議員		上野賢一郎
3		衆議院議員	衆議院議員		小寺裕雄
4		滋賀県議会	滋賀県議会議員		木沢成人
5		滋賀県議会	滋賀県議会議員		加藤誠一
6		滋賀県議会	滋賀県議会議員		周防清二
7		滋賀県議会	滋賀県議会議員		松本利寛
8		滋賀県議会	滋賀県議会議員		本田秀樹

【参与】40名

		選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1		市議会関係	東近江市議会議員		大洞共一
2		市議会関係	東近江市議会議員		田郷正
3		市議会関係	東近江市議会議員		大橋保治
4		市議会関係	東近江市議会議員		竹内典子
5		市議会関係	東近江市議会議員		山中一志
6		市議会関係	東近江市議会議員		市木徹
7		市議会関係	東近江市議会議員		安田高玄
8		市議会関係	東近江市議会議員		西崎彰
9		市議会関係	東近江市議会議員		廣田耕康
10		市議会関係	東近江市議会議員		森田徳治
11		市議会関係	東近江市議会議員		吉坂豊
12		市議会関係	東近江市議会議員		井上均
13		市議会関係	東近江市議会議員		田井中丈三
14		市議会関係	東近江市議会議員		西村和恭
15		市議会関係	東近江市議会議員		辻英幸
16		市議会関係	東近江市議会議員		鈴木則彦
17		市議会関係	東近江市議会議員		櫻直美
18		市議会関係	東近江市議会議員		青山孝司
19		市議会関係	東近江市議会議員		山本直彦
20		市議会関係	東近江市議会議員		浅居笑
21		市議会関係	東近江市議会議員		中村和広
22		市議会関係	東近江市議会議員		森鉄兵

	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
23	報道関係	株式会社朝日新聞社天津総局	彦根支局長	筒井次郎
24	報道関係	株式会社毎日新聞社彦根支局	支局長	伊藤信司
25	報道関係	株式会社読売新聞社天津支局	支局長	祝迫博
26	報道関係	株式会社京都新聞社滋賀北部総局	総局長	河村亮
27	報道関係	株式会社産業経済新聞社天津支局	支局長	野瀬吉信
28	報道関係	株式会社中日新聞社東近江通信部		齋藤航輝
29	報道関係	びわ湖放送株式会社放送管理局	常務取締役放送管理局長	大杉成聖
30	報道関係	日本放送協会天津放送局	局長	手島一宏
31	報道関係	株式会社時事通信社天津支局	支局長	藤井忠彦
32	報道関係	株式会社滋賀報知新聞社	代表取締役社長	富田正敏
33	報道関係	滋賀報知通信社	代表	富田隆史
34	報道関係	有限会社報知写真新聞社	代表	畑多喜男
35	報道関係	滋賀市民新聞社	代表	高山周治
36	報道関係	滋賀報知新聞中部本社	代表	深田正則
37	報道関係	びわ湖キャプテン株式会社FM事業部	代表	佐子友彦
38	報道関係	東近江ケーブルネットワーク株式会社	代表取締役社長	小梶隆司
39	報道関係	株式会社カリセ	代表取締役	雁瀬豊彦
40	報道関係	一般社団法人共同通信社天津支局	支局長	福富正秀

会 長	1名
委 員	92名
（うち副会長	4名）
（うち常任委員	32名）
監 事	2名
顧 問	8名
参 与	40名
計	143名

【メモ】

A large, vertically oriented rounded rectangle with a solid black border. Inside the rectangle, there are 15 horizontal dashed lines spaced evenly, providing a guide for handwriting. The lines start from the top edge and end at the bottom edge, leaving a small margin at the top and bottom.

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

東近江市準備委員会

第 1 回 総 会



東近江市



湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市準備委員会 第1回総会 次第

1 開会

2 議事

・ 第1号議案

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市開催基本方針（案） . . . P 20

・ 第2号議案

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市準備委員会総会から常任委員会への委任事項（案） . . . P 21

3 閉会

参考資料

- ・ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市準備委員会事務局規定 . . . P 23
- ・ 滋賀県競技開催地内定状況 . . . P 26

【第1号議案】

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 東近江市開催基本方針（案）

1 基本方針

東近江市は、鈴鹿から琵琶湖まで、森、里、川、湖の多様な姿を見せる水と緑の豊かな環境の中で、古代から現代に綿々と続く歴史、文化が大切に育まれてきたまちです。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会においては、市民の総力を結集し、両大会の成功はもとより、全国から訪れる多くの人との交流や本市の地域資源等の魅力を発信する絶好の機会として、記憶に残る大会を目指します。

また、この大会を契機とし、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツ活動の普及、促進に努めるとともに地域活性化につなげ、本市の掲げる「うるおいとにぎわいのまち東近江市」の更なる推進を図ります。

2 実施目標

(1) 市民参加、協働による大会

市民が総力をあげて、大会に向けた準備や大会運営等への主体的な参画を図るとともに大会を盛り上げていき、記憶に残るような喜びと感動を共有できる大会を目指します。

(2) スポーツで東近江市を元気にする大会

大会を通じて、市民一人一人が「する」、「みる」、「支える」といった様々な形でスポーツに関心を持ち、いつでも、どこでも気軽にスポーツに親しみ、心身ともに健康づくりのきっかけとなる大会を目指します。

(3) 東近江市の魅力を発信する大会

全国から訪れる多くの人を心のこもったおもてなしでお迎えし、交流の輪を広げるとともに本市の歴史、文化、自然といった地域資源の魅力を全国に発信し、地域の活性化につなげます。

(4) 創意工夫による魅力あふれる大会

本市のスポーツ施設を活用しながら、大会運営全般にわたり、簡素、効率化を図るとともに大会後も持続的な活用ができるよう創意工夫を凝らした大会を目指します。

(5) すべての人が支え合うまちを目指す大会

障害のある人が大会に参加することや、スポーツを通じた交流の創出により、障害への理解を求め、ともに支え合う社会を築きます。

【第2号議案】

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市準備委員会総会から常任委員会への委任事項（案）

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市準備委員会会則
第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は次のとおりとする。

- 1 開催準備の推進総合計画の策定及び進行管理に関すること。
- 2 財務、広報、市民協働、歓迎、おもてなしに関すること。
- 3 競技、式典、施設に関すること。
- 4 宿泊、観光、医事、衛生に関すること。
- 5 輸送、交通、警備、消防防災に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。

参 考 資 料

- ・ 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会
東近江市準備委員会事務局規程
- ・ 滋賀県競技開催地内定状況

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
東近江市準備委員会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市準備委員会会則（以下「会則」という。）第15条第2項の規定に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市準備委員会（以下「準備委員会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 事務局は、東近江市文化スポーツ部国スポ・障スポ推進課に置く。

(所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員)

第4条 事務局に別表第2の左欄に掲げる職員を置き、同表の右欄に掲げる東近江市職員をもって充てる。

- 2 前項の職員のほか、必要に応じ事務局に臨時職員等を置くことができる。
- 3 前2項の職員は、準備委員会会長（以下「会長」という。）が任免する。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 事務局次長は、事務局次長を補佐し、事務局次長に事故があるとき又は事務局次長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第6条 職員の服務については、東近江市職員服務規程（平成17年東近江市訓令第30号）の例による。

(決裁事項)

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会及び常任委員会の招集に関すること。
- (2) 総会及び常任委員会に付すべき事項に関すること。
- (3) 準備委員会の委員等の委嘱に関すること。
- (4) 準備委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に重要であると認められる事項に関すること。

(専決事項)

第8条 事務局長及び事務局次長が専決できる事項は、別表第3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要と認められる事項については、別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、特に異例と認められる事項については、あらかじめ会長の決裁を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した副会長が代決する。

2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(記号及び番号)

第10条 文書には、記号及び番号を付けるものとする。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

2 文書の記号は、「国障東準委」とする。

3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

(起案)

第11条 文書を起案するときは、原則として、起案用紙(様式第1号)を用いなければならない。

2 軽易な事案は、前項の規定にかかわらず、文書の余白を利用し、行うことができる。

(保存)

第12条 事務の処理が完結した文書は、事務局において編冊し、事務局次長が定める期間保存しなければならない。

2 会則第20条の規定により、準備委員会が解散したときは、保存文書を東近江市へ引き継ぐものとする。

3 前2項に定めるもののほか、文書の取扱いについては、東近江市文書管理規程(令和3年東近江市訓令第1号)の例による。

(公印)

第13条 準備委員会の公印の名称、形状及び大きさは、別表第4のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局次長が管理する。

3 前2項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、東近江市公印規則(平成17年東近江市規則第9号)の例による。

(旅費)

第14条 職員が職務のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の額については、原則として、東近江市職員等の旅費に関する条例(平成17年東近江市条例第64号)の例による。

(費用弁償)

第15条 委員等が会務のために旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の額及びその支給方法については、東近江市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年東近江市条例第55号)の例による。ただし、準備委員会の会議の出席に要する経費については、支給の対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が定めるところによる。

(予算)

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた事由に基づき、予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第17条 事務局長は、毎会計年度終了後に、決算を速やかに調整し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第18条の規定により、監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第18条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第19条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(その他財務に関する取扱い)

第20条 第14条から前条までに定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項は、東近江市財務規則(平成17年東近江市規則第53号)その他の東近江市の財務に関する規則等の例による。

(補則)

第21条 この規定に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

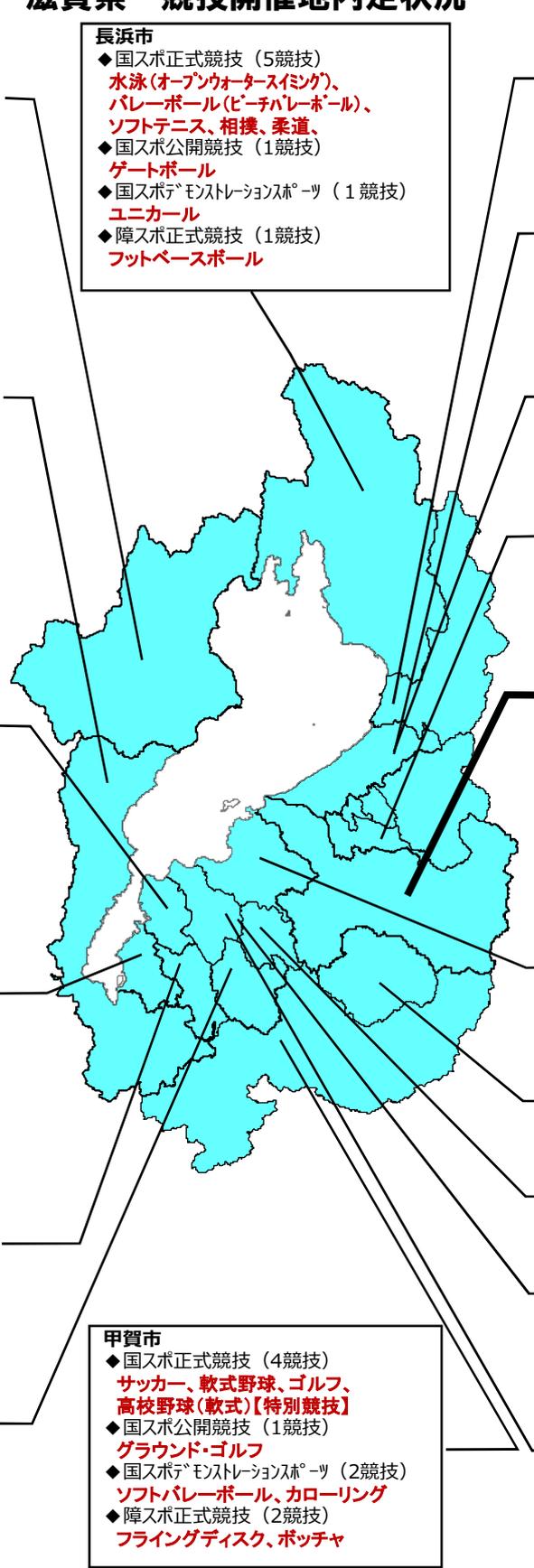
この規程は、令和4年1月28日から施行する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

滋賀県 競技開催地内定状況

2021.12現在

- 高島市**
 - ◆国スポ正式競技 (4競技)
 - ウエイトリフティング、ソフトボール、銃剣道、高校野球(軟式)【特別競技】
 - ◆国スポデモンストラションスポーツ (1競技)
 - 里湖で地域を結ぶウォーキング
 - ◆障スポ正式競技 (1競技)
 - ソフトボール
- 大津市**
 - ◆国スポ正式競技 (12競技)
 - サッカー、テニス、ボート、体操(体操競技、新体操、トランポリン)、バスケットボール、セーリング、フェンシング、バドミントン、ライフル射撃(センター・ファイア・ピストル)、カヌー(スラローム、ワイルドウォーター)、空手道、高校野球(硬式)【特別競技】
 - ◆国スポデモンストラションスポーツ (4競技)
 - スポーツ拳法、スリースマイルゴルフ、百人一首競技かるた、ラジオ体操第3
 - ◆障スポ正式競技 (2競技)
 - バスケットボール、車いすバスケットボール
 - ◆障スポオープン競技 (1競技)
 - スポーツウエルネス吹矢
- 守山市**
 - ◆国スポ正式競技 (4競技)
 - サッカー、バレーボール、軟式野球、ソフトボール
 - ◆国スポ公開競技 (1競技)
 - エアロビク
 - ◆障スポ正式競技 (1競技)
 - サッカー
 - ◆障スポオープン競技 (1競技)
 - ゴールボール
- 草津市**
 - ◆国スポ正式競技 (5競技)
 - 水泳(競泳、飛込、アーティスティックスイミング、水球)、バレーボール、バスケットボール、軟式野球、ソフトボール
 - ◆国スポ公開競技 (1競技)
 - バウンドテニス
 - ◆国スポデモンストラションスポーツ (3競技)
 - ノルディック・ウォーク、インディアカ、スポーツウエルネス吹矢
 - ◆障スポ正式競技 (2競技)
 - 水泳、バレーボール(精)
- 栗東市**
 - ◆国スポ正式競技 (2競技)
 - レスリング、ゴルフ
 - ◆国スポ公開競技 (1競技)
 - パワーリフティング
 - ◆国スポデモンストラションスポーツ (3競技)
 - スローイングピンゴ、スポーツチャンバラ、ビリヤード
- 湖南市**
 - ◆国スポ正式競技 (1競技)
 - 剣道
 - ◆国スポデモンストラションスポーツ (1競技)
 - キンボール
 - ◆障スポ正式競技 (1競技)
 - バレーボール(知)
- 滋賀県(県外開催)**
 - 【所在地】京都府向日市
 - ◆国スポ正式競技 (1競技)
 - 自転車(トラック・レース)



- 長浜市**
 - ◆国スポ正式競技 (5競技)
 - 水泳(オープンウォータースイミング)、バレーボール(ビーチバレーボール)、ソフトテニス、相撲、柔道、ゲートボール
 - ◆国スポ公開競技 (1競技)
 - ユニカール
 - ◆障スポ正式競技 (1競技)
 - フットベースボール
- 米原市**
 - ◆国スポ正式競技 (1競技)
 - ホッケー
 - ◆国スポデモンストラションスポーツ (2競技)
 - フットサル、ユニホック
- 彦根市**
 - ◆国スポ正式競技 (4競技)
 - 陸上競技、ハンドボール、弓道、なぎなた
 - ◆障スポ正式競技 (1競技)
 - 陸上競技
 - ◆障スポオープン競技 (1競技)
 - 知的障害者バドミントン
- 滋賀県、彦根市、豊郷町、甲良町、多賀町**
 - ◆国スポ正式競技 (1競技)
 - ボウリング
 - ◆障スポ正式競技 (1競技)
 - ボウリング
- 愛荘町**
 - ◆国スポ正式競技 (1競技)
 - アーチェリー
 - ◆障スポ正式競技 (1競技)
 - アーチェリー
- 東近江市**
 - ◆国スポ正式競技 (7競技)
 - サッカー、ボクシング、自転車(ロード・レース)、軟式野球、ソフトボール、カヌー(スプリント)、ゴルフ
 - ◆障スポ正式競技 (1競技)
 - グランドソフトボール
- 近江八幡市**
 - ◆国スポ正式競技 (4競技)
 - バレーボール、ハンドボール、軟式野球、トライアスロン
 - ◆国スポ公開競技 (1競技)
 - 綱引
 - ◆国スポデモンストラションスポーツ (1競技)
 - ウォーキング
 - ◆障スポ正式競技 (1競技)
 - バレーボール(身)
- 日野町**
 - ◆国スポ正式競技 (1競技)
 - 軟式野球
- 竜王町**
 - ◆国スポ正式競技 (1競技)
 - スポーツクライミング
- 滋賀県**
 - ◆国スポ正式競技 (1競技)
 - ラグビーフットボール
- 甲賀市**
 - ◆国スポ正式競技 (4競技)
 - サッカー、軟式野球、ゴルフ、高校野球(軟式)【特別競技】
 - ◆国スポ公開競技 (1競技)
 - グラウンド・ゴルフ
 - ◆国スポデモンストラションスポーツ (2競技)
 - ソフトバレーボール、カローリング
 - ◆障スポ正式競技 (2競技)
 - フライングディスク、ポッチャ
- 野洲市**
 - ◆国スポ正式競技 (2競技)
 - バスケットボール、卓球
 - ◆国スポ公開競技 (1競技)
 - 武術太極拳
 - ◆国スポデモンストラションスポーツ (1競技)
 - スポーツ鬼ごっこ
 - ◆障スポ正式競技 (1競技)
 - 卓球(サウンドテーブルテニス含む)

※未定 国スポ正式競技2競技・・・馬術、ライフル射撃(センター・ファイア・ピストル以外)

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 2025

東近江市競技会場マップ

